

講演会のご報告

柴田 直子

11月19日（火）、神奈川県政策広域連携課の宇野大輔氏をお迎えして、「地方分権出前講座」が行われました。この講座は、神奈川県と本学との包括連携協定による事業の1つとして実施されたもので、今回の講演会は、今年度3回企画された中の第1回でした。

さて、今回の講演会のテーマは、平成に始まった地方分権改革がどのように進められ、その結果地方の自治がどのように変わったのか、でした。

講演会は、平成5年の国会衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」から始まったいわゆる地方分権改革の大きな流れをたどる形で進められました。第1次地方分権改革においては、機関委任事務の廃止、国の関与のルール化などが進められ、国と地方の関係が「上下・主従の関係から対等・協力の関係」へとなったこと、平成18年の地方分権改革推進法成立から始まる第2次地方分権改革においては、国から地方、都道府県から市町村への事務・権限の移譲が具体的に進められ、また、国による義務付け・枠付けの見直しが検討されたことが年表が用いて示されました。

講演会の後半では、第2次地方分権改革による、「義務付け・枠付けの見直し」として、平成26年度より具体的に導入された「提案募集方式」と「手挙げ方式」が取り上げられました。「提案募集方式」とは、これまで委員会の勧告にもとづいて行われてき

た自治体への事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和を、地方の発意に根ざして行うための新たな仕組みで、地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る改革提案を自治体等から募るものです。権限移譲においては、全国一律に行うことが基本とされていますが、一律の移譲が難しい場合に、希望する自治体に選択的に移譲する制度が「手挙げ方式」でした。

授業後の感想の中には、徐々に分権化が進む過程で自治体の職員さんが自治への意識をどのように変化させていったのかを質問したかった、という声がありました。

さて、講演の中では、「提案募集方式」で実現した提案の具体的な事例が紹介されました。これについてはこれまでに他にどのような提案があったのか、現在、どのような提案について検討がなされているのか、毎年何件くらいの提案があるのか、何割ぐらいが実現しているのか、実現しなかった提案はなぜ実現しなかったのかなどの質問が授業後の感想の中で記されていました。これらは、例えば内閣府のWebサイトの地方分権改革のページ (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-index.html>) などで紹介されています。また、神奈川県が、これまでそして現在、どのような提案をして、何が実現したのかについては、神奈川県のWebサイトの中に、今回講演をしてくださった、神奈川県政策局自治振興部広域連携課のページがあり、こ



の中 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gz8/teianbosyu/index.html>) で紹介されています。講演会に来れなかった方も是非ご覧になってください。

(法学部教授)

